

横浜市道敷地二重譲渡損害賠償請求事件

道路局道路交通管理課訟務係

横浜市道敷地二重譲渡損害賠償請求事件

東京高等裁判所 控訴棄却(確定) 「二審判決」平成一三年一二月一八日 「一審判決」平成一三年十二月一八日

1 事件の概要

求をした。(請求額:五、五五七万二、九一五円) 告に対し、 告が本件道路を利用することができなくなり、 路について、被告が所有権移転登記手続を怠って とが確認されたため、これを購入したが、本件道 の住宅販売計画に不測の損害を被ったとして、 地が市道 (以下「本件道路」という。) に連なるこ 地を購入するにあたり、被告横浜市の土木事務所 いるうちに二重譲渡されてしまい、その結果、 「本件図面」という。)を閲覧したところ、本件土 に備え付けの道水路等境界明示図・復元図 原告が、住宅を建築し、分譲する目的で本件土 国家賠償法第一条に基づく損害賠償請 以下 被 そ 原

2 判決の概要

一審判決

り、その点に誤りがあったものと認められる。路を市道と判断するについては調査が不十分であ否かまでは判断することができず、原告が本件道密を市道と判断するにとができず、原告が本件道報告において、本件道路の寄付を受けながら所

② 二審判決

被控訴人の担当公務員が本件道路の所有権移転で、個別の市民に対して負担する職務上の法的義な解することはできないから、その不作為をもって国家賠償法第一条所定の違法があるということはできない。また、市道か否かの判断は道路台帳により行うべきものであり、被控訴人が本件図帳により行うべきものであり、被控訴人が本件図帳により行うべきものであり、被控訴人が本件図に供したことが控訴人に対する違法行為であるということはできない。

3 判決のポイント

- ① 事実認定 (主に一審判決による)
- a 原告は、住宅を建築、分譲する目的で本件土地の購入を検討しており、その調査として、被告の土木事務所で、公図及び本件図面を閲覧した。その結果、本件土地の東に面した南北に走る道路(以下「前面道路」という。との北端から直角に曲がり東に続く道路(以下「前面道路」という。地を購入した。なお、右三道路のうち前面道路及び延長道路が横浜市道であることに争いはない。
- b 原告は、本件土地を分筆し、分筆後の土地 の一部に建売住宅一二棟の建築を計画し、五 様について建築確認を得た後、売買契約が成 立した二棟について工事に着手した。ところ が、その工事中に本件道路が訴外Aの所有に なっていることが明らかになり、原告は同人 から本件道路を通行することを拒否された。 と 本件道路は、被告が将来公道から公道をつ なぐ道路とするため寄付を受けたものの、道 路として路線認定もされておらず、未整備の 路として路線認定もされておらず、未整備の なぐ道路とするため寄付を受けたものの、道

れた。
Aに売却され、その旨の所有権移転登記がさかったため、本件道路は、旧所有者から訴外

② 法的判断 (主に二審判決による)

a

路用地として寄付された土地を整備し、 控訴人に対する関係で国家賠償法第一条所定 ず、また、当該担当公務員の行為は、被控訴 財産管理行為にほかならないのであって、 権移転登記を経由しておくといった行為は、 の違法行為となるかについて判断するに、 移転登記手続を怠っていたこと(不作為) 行為の結果として享受できる反射的利益に過 件道路を道路として利用できる利益を享受で 仮に、当該担当公務員が本件道路について所 はできないことから、その不作為をもって同 であって、これを行うことが個別の市民に対 条所定の公権力の行使と解することはでき 有権移転登記手続を行っていれば、控訴人な 条にいう違法があるということはできない。 して負担する職務上の法的義務と解すること 人ないし市民一般に対する行政としての責務 般私人の場合と同様に、被控訴人における し同人から土地、 被控訴人の担当公務員が本件道路の所有権 それは当該担当公務員の職務 建物を買い受けた者が本 所有 同 渞

ぎない。

b

Ŕ 件図面のみに基づいて市道か否かの判断をす は市道であるか否かの調査方法も教示されて きであり、 を明示するためのものであって、 Ł, べきでないと解することもできない。 件を具備していない土地を本件図面に表示す べき義務があったとは解されないし、 容が誤りであったとは言えず、また、 ものと認められるところ、本件図面の記載内 訴人も同土地を所有していると認識してい 道路は未だ訴外Aに売却されておらず、 控訴人が本件図面を閲覧した時点では、 する違法行為となるかについて判断するに、 を備え付け、 るということはできない。 いわざるを得ず、 ることが行われていることがあったとして いるのであるから、仮に、 れた道路であるか否かは道路台帳を調査すべ 人に本件図面に対抗要件の有無までを記載す に供した行為が控訴人に対して違法行為とな 被控訴人の土木事務所において、本件図 本件図面は、道水路等と民有地との境界 その危険はその者が負担すべきであると 被控訴人の道路局道路部路政課に 閲覧に供したことが控訴人に対 被控訴人が本件図面を閲覧 一部の者の間で本 路線認定さ もとも 対抗要 被控訴 本件

